

平成28年度第2回 福島県廃炉安全監視協議会(6月13日開催)での申し入れ事項及び回答

項目	申し入れの内容	回答
1	陸側遮水壁について 陸側遮水壁の運用にあたっては、建屋内の滞留水が流出することがないよう慎重に水位管理すること。	建屋内滞留水水位とサブドレン水位につきましては、水位差等に関して警報による監視を行っており、今後も逆転による滞留水の流出が無いよう慎重に管理してまいります。
2	陸側遮水壁による地下水の流入低減、汚染水発生抑制のための対策を確実に行うこと。	陸側遮水壁(山側)の凍結(フェーズ2)をH28.6.6より開始しております。先行して実施した陸側遮水壁(海側)と同様に、地中温度、陸側遮水壁(山側)の内外の地下水位差などを監視しながら、陸側遮水壁による汚染水低減対策の効果について確認していきます。
3	陸側遮水壁の運用による海への影響について、海域モニタリングを通し、長期的な挙動を確認すること。	現在実施している海域モニタリングを通じ、陸側遮水壁の運用によるものも含めて海への影響について、長期的な挙動を確認してまいります。
4	陸側遮水壁の補助工法による地下水位の変動や、建屋への地下水流入抑制効果の状況について、県民に分かりやすく説明すること。	陸側遮水壁(海側)の補助工法施工後の効果は、4m盤の地下水位の変化や汲み上げ量の変化等で確認してまいります。これらの情報は、県政記者クラブでのレクや会見の場でのマスコミ説明を通じて広く県民の皆さまにお伝えしていく他、資料は当社HPでも直接ご確認いただけます。引き続き、わかりやすく丁寧な説明を心がけてまいります。
5	燃料取り出しに向けた取組について 放射性物質の飛散防止対策が最重要であることから徹底すること。場合によっては、立ち止まりながら慎重に作業を進めること。	ダスト飛散させないよう飛散防止剤散布、散水設備などの飛散抑制対策を実施し、ダスト濃度の監視を行いながら慎重に作業を進めてまいります。
6	使用済燃料プールへのガレキの落下やプール内のガレキの取り出し、使用済燃料を取り出す際には慎重に作業を行うこと。	各作業に伴い燃料損傷させないよう慎重に作業を実施するため継続的に調査を行い、調査結果を基に作業計画を立案し作業を進めてまいります。
7	措置要求事項の対応状況について 排水路の汚染源調査や清掃を引き続き実施するとともに、A排水路の港湾内接続等について実現できるよう検討すること。	排水路の汚染源調査および清掃につきましては、今後も引き続き実施してまいりますとともに、A排水路の港湾内への接続につきましてもルートや施工方法など検討を進めてまいります。
8	1/2号機共用排気筒の解体について 1/2号機共用排気筒の解体について早急を実現するよう検討すること。	高線量環境であるため、作業安全、作業員の被ばく低減を図りつつ早期に解体着手出来るよう検討を進めてまいります。
9	その他 労働安全に関して、廃炉は長い取組となることから、作業員が無用な被ばくを受けまいよう、関連会社も含め意思疎通を徹底すること。	協力企業の放射線管理部門との意思疎通の場として、放射線管理者連絡会を毎週開催し、放射線管理上のルールの変更に先立ち協力企業に意見を求めてお互いに納得できるルール作りに取り組んでいる他、放射線管理部門が現場で確認した良好事例等を紹介することにより被ばく低減の意識醸成に努めております。また、放射線管理部門では、協力企業からのお問い合わせ先の窓口担当者を企業毎に専任しており、お互いの顔が見えやすく、相談しやすい環境を整備しております。今後もこうした取り組みを継続することにより、協力企業と一体となった放射線管理を推進してまいります。